

1

# 登録

結婚相談を利用するためには  
登録手続きが必要です。



だれが登録  
できますか？

成人の独身者です。  
ただし、男性は桐生市、みどり市に  
居住又は桐生市に在勤の方に限ります。

登録方法は？

結婚相談開催日（右記及び裏紙参照）又は桐生市社会福祉協議会の  
窓口で登録してください。  
また、郵送で登録することもできます。

登録期間は？

登録の有効期間は登録日から3年間です。  
①その後も継続を希望される場合は再登録の手続きをお願いします。  
②退会される場合は、“あいぷろ”も退会となります。申込書類等  
は桐生市社会福祉協議会で廃棄処分いたします。

## ■相談室又は社会福祉協議会窓口で登録する場合・・・

- ①スナップ写真2枚（撮影日半年以内）を必ず持参してください。
- ②本人確認など登録要件を確認後、登録カードを2枚（申込用・閲覧用）作成します。  
※作成した登録カードは社会福祉協議会にて管理します。  
※登録カードは、桐生市社会福祉協議会ホームページから取得し、あらかじめ作成  
したものを持参いただいても構いません。

いつ  
登録できますか？

相談室：毎週水曜日 午後6時30分～8時30分  
毎月第2・第4土曜日 午後1時30分～3時30分  
社協窓口：毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～5時15分  
●相談日を除く土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休館となります。  
●登録カードを作成しますので、時間に余裕をもって  
お越しください

どこで  
登録できますか？

〒376-0006 桐生市新宿三丁目3番19号  
桐生市総合福祉センター  
相談室 3階301会議室  
社協窓口 1階事務室

## ■郵送で登録する場合・・・

- ①桐生市社会福祉協議会ホームページから登録カード2枚（申込用・閲覧用）取得し、  
カードを作成してください。
- ②作成した登録カード2枚、スナップ写真2枚（撮影日半年以内）を必ず同封して  
社会福祉協議会あてに郵送してください。
- ③書類を収受した社会福祉協議会の担当職員が登録希望者に電話をかけ、登録要件  
を確認します。※受付した登録カードは社会福祉協議会にて管理します。



- 写真は通常サイズ（L判）一人で写っているもので、  
6か月以内に撮影したものを用意してください。
- 写真は登録カード（申込用・閲覧用）に添付します。

“あいぷろ”のみ  
希望され、結婚相談  
に参加していただ  
けない方は登録をお断  
りしています。

